

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年3月26日(2009.3.26)

【公表番号】特表2008-534158(P2008-534158A)

【公表日】平成20年8月28日(2008.8.28)

【年通号数】公開・登録公報2008-034

【出願番号】特願2008-504419(P2008-504419)

【国際特許分類】

A 6 1 N 1/39 (2006.01)

A 6 1 N 1/05 (2006.01)

【F I】

A 6 1 N 1/39

A 6 1 N 1/05

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月29日(2009.1.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

近位端及び遠位端を有するリード本体(21)と、

前記近位端から前記遠位端へ通り抜ける導体(54)と、

前記リード本体の前記遠位端に配置され、心臓を電気的に刺激するようになされた前記導体に電気的に結合された電極(66)と、

前記リード本体の前記遠位端に配置され、前記心臓の穿刺を覆うようになされた形で前記電極によって支持された閉塞ファブリック(104)と、を備え、

前記電極が前記閉塞ファブリックのために上反りのファブリック支持体構造(70)を形成し、

前記電極(66)が上反り式で外側に延びる脚(74)を有する中央部(72)を有する医用電気的リード。

【請求項2】

請求項1に記載のリードにおいて、前記閉塞ファブリック(104)が、前記上反りのファブリック支持体構造(70)に作動可能に結合し且つ折畳み式蓋を有する、リード。

【請求項3】

請求項2に記載のリードにおいて、前記医用リードの植込みの間、前記上反りのファブリック支持体構造(70)によって覆われる歯(202)を更に備える、リード。